

パブリックコメント案件概要

案件名: 尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画の策定について

1. 施策の概要

「尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例」(以下「条例」という。)第7条に基づき、人権施策を総合的かつ計画的に実施するための「人権文化いきづくまちづくり計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

2. 施策策定(見直し)に至った背景・問題点など

本市では、様々な人権問題の解決に向け、平成13年に「尼崎市人権教育・啓発推進基本計画」(以下「現計画」という。)を策定し、人権問題に関する啓発活動などの事業を推進してきました。

平成28年に人権3法(障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法)が制定されたことなどから、令和2年3月には、一人ひとりがかげがえのない存在として尊重されるまちにしていきたいため、人権についての基本理念を示す条例を制定し、人権施策(人権教育及び人権啓発の推進、人権侵害に関する相談及び支援に係る体制の整備、その他人権の尊重に資する施策)を総合的かつ計画的に実施するための計画策定について規定しました。

現計画の計画期間が令和2年度末をもって終了することから、次期計画として令和12年度までを計画期間とする本計画を策定するものです。

3. 目指す姿・対応策など

本計画は人権文化いきづくまちづくりを推進するために策定するものです。すなわち、日々の暮らしの中で人権尊重の理念が定着し、誰もが自分の人権を侵害されず、くらしやすいと感じるまち尼崎を目指すものです。そのため、市民や事業者への教育・啓発、市職員への研修に取り組むことに加え、「地域でのつながり、支えあいの推進」や「人権侵害に関する相談と支援」を視点に人権施策の展開方向を次のとおり定め、取組を進めます。

- 1 つながり、支えあう人権尊重のまちづくり
- 2 人権侵害に関する相談と支援の充実
- 3 あらゆる場における人権教育及び人権啓発の推進
- 4 市職員・教職員等への人権研修

4. 施策の対象範囲・期間など

対象: 市民、事業者、行政など本市に関わる全ての主体

期間: 令和3年度から令和12年度まで

5. 市民意向調査の概要(ステップ1、2省略の場合はその理由)

平成30年10月に市民3,000人を対象に「人権についての市民意識調査」(回収率: 33.3%)を実施したほか、令和2年10月22日から11月9日までの間、ホームページ等を活用した意見聴取を行いました。意見聴取においては、人権についての学びに関して、「思いやり、やさしさ」の範疇に留まらないようにすることや、新たな人権問題(性的マイノリティ)等についても意見が寄せられました。

6. 施策の検討経過

(1) 素案検討過程での主な論点

条例に基づき、学識経験者・関係団体等で構成される尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会を新たに設置し、諮問を行いました。審議会において検討を行い、中間答申が取りまとめられました。

【全体会】計画の構成や人権施策の展開方向、「人権とはなにか?」のようなものがあるのか?」について検討を行いました。また、さまざまな人権問題として「新型コロナウイルス感染症」や「見た目問題」などについても議論を行いました。

【部会】(「女性」や「子ども」など、個別の人権問題について検討するために設置)

関連する本市の計画との整合性も意識しながら、世界・国の動きや市のこれまでの取組と課題を整理し、市が目指すべき今後の方向性についての検討を行いました。また、新たな人権問題として「性的マイノリティ」についても議論を行いました。

(2) 策定過程で比較検討した複数案の主な項目と反映理由

7. 今後のスケジュール

令和3年5月 尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会開催(パブリックコメントの意見反映等)

6月 パブリックコメントの結果公表及び尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会から最終答申

8. 添付資料

尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画(素案)

9. お問い合わせ先

総合政策局協働部ダイバーシティ推進課 〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁中館7F

電話番号06-6489-6658 ファックス(FAX)06-6489-6661

メールアドレス(Eメール) ama-jinken@city.amagasaki.hyogo.jp